



平成 10 年 9 月 21 日
中部電力株式会社
関西電力株式会社
日本原子力発電株式会社

返還ガラス固化体に係る事業所外廃棄確認申請書の一部補正
および仏国におけるガラス固化体の測定結果について

中部電力株式会社および関西電力株式会社は、本日、平成 10 年 6 月 3 日付けをもって申請しました事業所外廃棄確認申請書（平成 10 年 7 月 14 日付けをもって申請書の変更（一部取り下げ）を実施）および平成 10 年 7 月 14 日付けをもって申請しました事業所外廃棄確認申請書の補正を国（科学技術庁）に提出しました。また、日本原子力発電株式会社も本日、平成 10 年 6 月 3 日付けをもって申請しました事業所外廃棄確認申請書の補正を国（科学技術庁）に提出しました。

このたびの補正は、本年 7 月中旬から 8 月中旬にかけて、仏国 COGEMA ラ・アーグ再処理工場において、ガラス固化体の外観が良であることを確認したことから、申請書本文を一部補正したものであります。また、仏国においては、外観の他、ガラス固化体にかかる測定を行っております。

この補正の要旨については別紙 1、測定結果については別紙 2 のとおりです。なお、今回提出いたしました「事業所外廃棄確認申請書本文の一部補正について」につきましては、日本原燃株式会社「サイクル情報コーナー（青森市）」で閲覧いただけます。

以上

別紙 1	<u>事業所外廃棄確認申請書の一部補正の要旨</u>
別紙 2	<u>仏国での測定結果について</u>
別途資料	<u>ガラス固化体測定結果の概要</u>

事業所外廃棄確認申請書の一部補正の要旨

- (1) 申請日：平成10年6月3日（平成10年9月21日一部補正）
申請者：中部電力株式会社
関西電力株式会社
日本原子力発電株式会社
（中部電力株式会社および関西電力株式会社は、平成10年7月14日付けで申請書の変更（一部取り下げ）を実施）
- (2) 申請日：平成10年7月14日（平成10年9月21日一部補正）
申請者：中部電力株式会社
関西電力株式会社
- (3) 補正の内容
事業所外廃棄確認申請書本文「輸入廃棄物の内容等」の内、「輸入廃棄物の内容」に外観に関する記述を追加する。

「輸入廃棄物の内容」は以下のとおり。

○輸入廃棄物の内容：使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性液体廃棄物をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化材として固化したもの

外観	:	良
閉じ込め	:	良
容器材質	:	仏国規格 Z15 CN24 13 (JIS SUH 309 相当)
容器肉厚	:	約5mm ・ 高レベル放射性液体廃棄物の起源：軽水炉用ウラン燃料

以上

仏国での測定結果について

第4回目の返還ガラス固化体の所有者である各電力会社は、仏国において返還対象のガラス固化体（40本）について以下の測定等を実施しました。

実施項目は、以下のとおりです。

- （1）外観
- （2）閉じ込め
- （3）表面汚染

また、事前にショットブラストによるガラス固化体表面の磨き上げ及び表面汚染検査装置によるガラス固化体表面の拭き取りが行われていることについても確認しました。

平成10年7月20日～平成10年7月27日（第1回目）及び平成10年8月10日～平成10年8月17日（第2回目）にかけて実施した測定の結果、全ての項目が判定基準を満たしていることを確認いたしました。

個々の結果を別添に示します。

（別添資料）

- ・ 添付資料 ガラス固化体測定結果の概要
- ・ 添付表 ガラス固化体測定結果

以上

ガラス固化体測定結果の概要

1. 外観

- (1) 測定方法 目視により、ガラス固化体に著しい破損がないことを確認する。
- (2) 測定結果 全てのガラス固化体について著しい破損はなく、結果は「良」である。

2. 閉じ込め

- (1) 測定方法 ガラス固化体を測定容器に収納し、排風機によって測定容器内を経由した空気を放射性物質捕集器（フィルタ及びルテニウム捕集材）に通す。その後、フィルタ及びルテニウム捕集材の放射性物質（放射性セシウム及び放射性ルテニウム）を分析し、放射性セシウム及び放射性ルテニウムがそれぞれの判定基準を満たしていることを確認し、ガラス固化体の閉じ込めが健全であることを確認する。
- (2) 測定結果 全てのガラス固化体は判定基準を満たしており、結果は「良」である。

3. 表面汚染

- (1) 測定方法 ガラス固化体を回転させて、ガラス固化体表面をスミヤろ紙で拭き取り、スミヤろ紙の分析を行って、放射性物質の表面汚染密度が判定基準を満たしていることを確認する。
- (2) 測定結果 全てのガラス固化体は判定基準を満たしており、結果は「良」である。

4. 参考上記の測定は、ショットブラストによるガラス固化体表面の磨き上げ及び表面汚染検査装置によるガラス固化体表面の拭き取りの後、実施されている。